

保護者 様

三田市教育委員会

三田市立学校の臨時休業期間の延長について

4月7日に緊急事態宣言が発せられて以降、外出自粛等の感染拡大防止にご理解ご協力をいただきありがとうございます。しかしながら、今もなお国内及び県内における感染者の状況は、樂觀できるものではなく、感染拡大防止の取り組みについて「緩み」がでないよう、継続することが必要と考えます。三田市としましては、こうした状況を重く受け止め、児童生徒の健康と安全を何よりも優先すべきとの考えから、市立学校の休校期間を以下のとおり延長することに致しました。

なお、今後の感染状況により急遽変更等が発生する場合は別途連絡致します。

記

- 1 全市立学校を、5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業とします。
- 2 学習支援等について
 - (1) 学校から電話等による確認や相談を実施します。
 - (2) 各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課し、課題の学習進捗の点検を行います。
- 3 臨時休業中の健康管理等について
 - (1) 臨時休業期間中は、運動不足やストレスを解消するために行う日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を除き、不要不急の外出を控えてください。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をしたうえで、受診してください。
 - (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり、受診した場合は、学校に連絡してください。
 - (4) 毎日の検温等により健康管理をお願いします。
- 4 特例登校及び放課後児童クラブと連携した児童の預かりについて
これまで通り実施します。
※ 新たに子どもだけで家庭で過ごすことがどうしても困難な事情が生じ、申請条件を満たす場合は各校（各クラブ）へご相談願います。
- 5 中学校の部活動について
実施致しません。
- 6 休校期間中の電話相談窓口について
教育委員会では、児童生徒の皆さんや保護者様の休校に伴う心理的なストレスや不安について、電話相談窓口を開設しています。
 - (1) 相談日時
毎週木曜日：5月7日、14日、21日、28日
毎週金曜日：5月8日、15日、22日、29日
午前9時30分～16時30分（相談受付は16時まで）
 - (2) 電話番号
079-559-1868
- 7 その他
学校再開に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を見ながら、登校日を実施する場合は改めて連絡致します。また今後、休校に伴う授業時間数の不足を補うため夏季休業期間を短縮する等の措置を検討してまいりますので、決定しだい連絡させていただきます。
- 8 問い合わせ先
三田市教育委員会 学校教育課 TEL:559-5138（平日：9時～17時30分）